

緊急事態宣言を受けて、

利用時間を変更いたします。

【対象期間】 令和3年1月12日(火)～
令和3年2月7日(日)

※緊急事態宣言期間が延長された場合は、対象期間が延長する可能性があります。

【変更内容】

・開館時間を9時～17時に変更します。
それに伴い、夕(17～18時)及び夜間(18時～21時)の利用を休止します。

※既に申請済みの団体については、20時まで利用が可能です。

・対象期間の夕・夜間の利用申請受付を停止します。(対象期間外は通常通り受付)

※利用中の条件について、変更はありません。

※制限内容は変更になる可能性があります。

問い合わせ先 047-475-9901

東習志野コミュニティセンター